



# 鳥取県公報

令和5年1月24日（火）  
号外第2号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 公 告	生産事業者講習会の開催（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
-------	-------------------------------------------

# 公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和5年1月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 受講対象者

配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

## 2 開催の日時及び場所

(1) 日時 令和5年2月22日（水）午前9時から午後4時まで

(2) 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎9階第21会議室

## 3 科目及び時間

(1) 種苗に関する法令 2時間

(2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間

(3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

## 4 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、14,000円とし、県が配布する納付書により納付すること。

## 5 受講申込手続

所定の受講申込書に手数料の納付済証を添付し、令和5年2月3日（金）までに農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所農林局又は西部総合事務所農林局若しくは日野振興センター日野振興局に提出すること。

なお、郵送等による場合は、同日までに到達したものに限り、受け付ける。

## 6 携行品

筆記用具

## 7 その他

新型コロナウイルス感染症の感染状況により、開催場所又は開催方法の変更を行うことがある。この場合、変更の内容は鳥取県森林づくり推進課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/shinrindukuri/>）に掲載する。